

中期計画について

1 根拠条文

地方独立行政法人法

(中期計画)

第26条 地方独立行政法人は、前条第1項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
- 二 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- 三 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画
- 四 短期借入金の限度額
- 五 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
- 六 剰余金の使途
- 七 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

3 設立団体の長は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 設立団体の長は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

5 地方独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

(料金及び中期計画の特例)

第83条 第23条の規定は、公営企業型地方独立行政法人には適用しない。

2 公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画においては、第26条第二項各号に掲げる事項のほか、料金に関する事項について定めるものとする。

3 設立団体の長は、公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画について、第26条第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

2 中期計画とは

中期目標を達成するために法人自身が定める具体的計画。設立団体の長が評価委員会の意見を聴いたうえで認可する。公営企業型法人（病院事業を行う法人）では、認可に際し、議会の議決が必要となっている。

3 記載すべき事項

(1) 地方独立行政法人法に規定する事項

- ① 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
- ② 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- ③ 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画
- ④ 短期借入金の限度額
- ⑤ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
- ⑥ 剰余金の使途
- ⑦ その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項
- ⑧ 料金に関する事項（公営企業型の場合）

(2) 上記（1）⑦その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

「吹田市地方独立行政法人法施行細則(案)」で次の事項を定める予定

- ① 施設及び設備に関する計画
- ② 中期目標（法第25条第1項に規定する中期目標をいう。以下同じ。）の期間を超える債務負担
- ③ 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることのできる積立金の処分に関する計画
- ④ 前3号に掲げる物のほか、法人の業務運営に関し必要な事項

(3) 吹田市地方独立行政法人施行細則（案）（抜粋）

（中期計画の記載事項）

第4条 法第26条第2項第7号の規則で定める業務運営に関する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 施設及び設備に関する計画
- (2) 中期目標（法第25条第1項に規定する中期目標をいう。以下同じ。）の期間を超える債務負担
- (3) 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることのできる積立金の処分に関する計画
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法人の業務運営に関し必要な事項

4 中期目標及び中期計画の関係

	中期目標（第25条）	中期計画（第26条）
手続き	市長は、法人が達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）を定め、法人に指示する。	法人は、中期目標に基づき、目標を達成するための計画（中期計画）を作成し、市長の認可を受ける。
	市長は、中期目標を定めようとするときは、あらかじめ評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経て策定する。	市長は、認可しようとするときは、あらかじめ評価委員会の意見を聴くとともに、あらかじめ議会の議決を経て認可する。
	市長は、公表する。	法人は、認可を受けた後、公表する。
記載すべき事項	1 中期目標の期間（3～5年の期間）	（中期目標の期間）
	2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
	3 業務運営の改善及び効率化に関する事項	2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
	4 財務内容の改善に関する事項	3 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画
		4 短期借入金の限度額
		5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
6 剰余金の使途		
	7 料金に関する事項（公営企業型）	
5 その他業務運営に関する重要事項	8 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項	